様式第２号（第３条関係）

協　　　　定　　　　書

岩手県（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、ひとにやさしいまちづくり条例（平成19年岩手県条例第74号。以下「条例」という）の基本理念にのっとり、乙が管理する車椅子使用者用駐車施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第17条第２項に該当するもの。以下同じ）の適正利用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（甲の役割）

第１条　甲は、乙より提出を受けた岩手県車椅子使用者用駐車施設協定締結申出書（以下、「申出書」という。）に基づき、乙の管理する車椅子使用者用駐車施設について、この協定による指定駐車施設とし、様式第１－１号又は様式第１－２号による指定駐車施設証を乙に交付する。

２　甲は障がい者等歩行困難等のため駐車場の利用に制約を持つ者（以下、「歩行困難者等」という。）に対し、この協定による指定駐車施設に通用するひとにやさしい駐車場利用証（以下「利用証」という。）を交付する。

（乙の役割）

第２条　乙は、前条第１項による指定駐車施設証を指定駐車施設に掲出するものとする。

２　乙は、指定駐車施設を原則として規則により利用証の交付を受けた者が専ら利用するものとして取扱うものとする。

（指定駐車施設の管理）

第３条　乙は、駐車場の管理者が一般的に行うべき管理業務において、指定駐車施設の利用状況を把握し、当該施設に利用証を表示していない車両が駐車しないよう適切に指導するものとする。

２　乙は、必要に応じて駐車場管理者として定めた約款等を、本協定に伴う事務取扱いを踏まえて改正のうえ、駐車場利用者に周知するものとする。

３　乙は、指定駐車施設の管理を乙以外の者と共同で行うときは、本協定に伴う全ての事務を代表するものとする。

４　乙は、第１条第１項による指定駐車施設証の亡失又はき損のときは、甲に再交付を申出るものとし、甲はこれに応じるものとする。

（指定駐車施設の変更等）

第４条　乙は、申出書記載施設又は指定駐車施設の内容変更等があったとき、甲に指定駐車施設変更協議書（様式第２号）を提出するものとする。

２　甲と乙は、甲による指定駐車施設変更協議書の受理をもって、この協定による指定駐車施設に係る協定内容の変更とみなすものとする。

（利用証の不正利用等への対応）

第５条　甲は、指定駐車施設において利用証の譲渡、不正利用等に該当すると甲が認めた事案が発生したとき、事実関係等の調査を行うものとし、乙はこれに応じるものとする。

（周知）

第６条　甲は、ひとにやさしい駐車場利用証制度の趣旨について、県民に対し周知に努めるものとする。

２　乙は、指定駐車施設の適正利用について、乙の管理する駐車場の利用者に対し周知に努めるものとする。

（効力）

第７条　この協定の有効期間は、　　年　　月　　日までとする。ただし、有効期間満了日の１ヶ月前までに、甲乙いずれからも解約の意志表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２　甲又は乙は、前項の有効期間内にかかわらず、解約予定日の１ヶ月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

　　この協定の締結を証するために、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、その１通を保有する。

　　　　年　　月　　日

　　　　　甲　　　岩手県盛岡市内丸10番１号

　　　　　　　　　岩手県

　　　　　　　　　岩手県知事　　　　　達増　拓也　　　　　　印

　　　　　乙　　　住所

　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印